

知人から誘われたセミナーで「暗号資産を運用する海外の業者へ投資すれば簡単にもうかる」と勧められ、投資金を振り込んだ。利益が出ていると言われたので、出金しようとしたところ、「出金には手数料が必要だ」と言われた。指示された通りに手数料を振り込んだが、登録した海外の業者のホームページから出金手続きができず、国内の窓口となっている事業者名や連絡先も分からない。（50歳代 女性）

インターネットを通じて電子的に取引される「暗号資産」の取引等をめぐる相談が多数寄せられています。暗号資産は仮想通貨とも言われ、インターネット上でやり取りされる電子データです。日本円やドルなどのように、国がその価値を保証している法定通貨ではなく、インターネット上に残高が表示されますが、形がないものです。

SNS上で知り合った人や、出会い系サイトなどをきっかけに「絶対もうかる」と持ち掛けられ、投資をした結果、出金できない、出金手続きの費用を追加請求された、返金されない、などのトラブルが発生しています。確実にもうかる話はありません。たとえ、友人・知人から「簡単にもうかる」「必ずもうかる」と勧誘されても、安易に投資せず慎重に判断しましょう。

暗号資産と法定通貨の交換、暗号資産同士の交換を行うことができる暗号資産交換業者は、金融庁・財務局への登録が義務付けられています。暗号資産を利用する際には、登録されている事業者であるかを必ず事前に金融庁・財務局のホームページで確認しましょう。

登録されている事業者と取引を行う場合であっても、パスワードやIDを設定する際は、利用者の名前や電話番号、生年月日などの個人情報容易に推測できるものを避けるなどの対策を心掛けましょう。

また、暗号資産は価格が変動することがあります。価格が急落し、損をする可能性もありますので、内容やリスクについて、十分に理解した上で取引をするようにしてください。

暗号資産に関する取引を持ち掛けられた時は、取引の前にお住いの自治体の消費生活相談窓口にご相談ください。